

重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

犯罪被害者等が犯罪等により受ける心身への被害に対しては、その内容や特性に応じた治療や支援を実施する必要がある。

まず、身体的被害については、急性期、後遺障害が生じた場合等、その状態に応じ、犯罪被害者等を適切な医療等につないでいく必要がある。特に、性犯罪の被害については、緊急避妊等の産婦人科による診療等のほか、こどもや男性、性的マイノリティを含む多様な被害者がいることを踏まえ、それぞれの特性に応じた対応をとることも必要となる。

次に、精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機、大切な家族の喪失、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に苦しめられることがある。特に、このような被害を受けた者がこどもである場合には、その精神的被害は一層深刻となり得る。こうした精神的被害に対しては、犯罪被害者等に対する心のケア、治療等に当たる体制の構築が必要となる。

また、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の言動等により、更なる精神的被害（いわゆる二次的被害）を受けることがある。二次的被害は、犯罪被害者等の友人、近隣の住民、無関係の第三者等から受けるだけではなく、支援に携わる関係機関・団体の職員等から受けることもある。このような被害を防止するためには、支援に携わる者が犯罪被害者等の心理状態やとるべき対応について理解した上で犯罪被害者等に接する必要がある¹。こうした配慮は、二次的被害の防止に資するだけでなく、犯罪被害者等の精神的被害の緩和・回復にもつながるものである。

加えて、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止に向けては、再び被害に遭うことがないように、犯罪被害者等の安全確保の方策を講じることも必要である。特に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等は、その犯罪の性質から潜在化しやすく、また、加害行為が繰り返し行われることが少なくないことから、犯罪被害者の精神的・身体的被害が深刻化しやすい。

こうした状況下において、第1次基本計画の策定から第4次基本計画ま

¹ 広く国民に対して犯罪被害者等に対する理解を増進していくことについては、重点課題第5参照。

での約 20 年にわたり、カウンセリング体制の充実、関係機関・団体における研修の充実、捜査・公判の段階における犯罪被害者等の情報の保護等の様々な取組がなされてきた。このほかにも、個別の被害類型に着目したものとして、近時は、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和 5 年 3 月 30 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和 6 年 4 月 25 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成 29 年 4 月 24 日改訂・令和 4 年 7 月 15 日改訂）、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和 4 年 9 月 2 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、各種施策が取りまとめられているところである。これらを踏まえ、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止のための施策を一層推進していく必要がある。

2 具体的施策の方向性

(1) 精神的・身体的被害からの回復

犯罪被害者等に必要となる医療や支援を迅速かつ的確に提供するため、必要な体制を確保していく。また、犯罪被害者等やその支援に携わる者を含め、国民の医療等に関する情報へのアクセスを一層容易にしていく。

性犯罪、配偶者等からの暴力事案、児童虐待事案等、個別の被害類型に応じた施策についても、関係機関・団体との相互の連携を含め、それぞれの特性に応じ、更なる充実を図る。

(2) 更なる精神的被害（二次的被害）の防止

支援者等による二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的被害の緩和・回復につなげるため、支援者等が、犯罪被害者等は犯罪被害によって精神的な変調を来し、その感情や身体、行動に様々な変化（トラウマ反応）が現れることがあることを正しく認識し、その認識に基づき適切な対応をとることができるよう、トラウマインフォームドケア（トラウマとその影響について知識を持ち、理解して関わること）の観点も踏まえ、研修・教育等を更に充実させる。

(3) 再被害の防止等の安全確保

犯罪被害者等が、加害者から再び危害を加えられる事態を防止するため、犯罪被害者等に対し、刑事手続や加害者処遇の進捗等に応じ、犯罪被害者等の安全を確保する上で必要な情報を適時適切に提供する。

また、犯罪被害者等の一時保護や施設への避難、防犯指導等の措置をと

1 るほか、刑事手続や各種届出等における犯罪被害者等の情報の保護等を
2 徹底する。

3 加害者に対しても、その処遇における犯罪被害者等の安全確保のため
4 の指導を実施する。

5 このほか、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等
6 の再被害のおそれが高い犯罪について、関係機関の取組及び連携を一層
7 強化する。

9 **第2 関係する具体的施策**

10 1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策

12 2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

14 3 再被害の防止等の安全確保に関する施策